新型コロナウイルス感染症に対する支援制度

佐 用 町

令和2年6月15日現在

<u>目</u>次

!	生活支援	
	(1)特別定額給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(2)生活福祉資金特例貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(3) 傷病手当金の支給(国民健康保険、後期高齢者医療)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(4)町営住宅家賃の徴収猶予、減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(5)住居確保給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	(6) 兵庫県営住宅の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(7)小学校休業等対応支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(8)プレミアム付き商品券事業【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(9)日本語学生への臨時給付金【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(10) 学生支援緊急給付金······	4
	子育て支援	
	(1)子育て世帯への臨時特別給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(2)子育て支援券の交付【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	(3)ひとり親家庭への臨時給付金【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(4) ひとり親家庭への臨時特別給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	(5)保育料の還付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(6)学童保育料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
C	中小企支援	
	(1)商工業者応援金制度【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2)持続化給付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(3)休業要請事業者経営継続支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4)雇用調整助成金·····	9
	(5) 兵庫県中小企業融資制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(6)小学校休業等対応助成金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(7)事業者への下水道料金の減免【町独自】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(8)タクシー事業者向け観光受入環境整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(9) 産業界提案型復活応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(10)地域企業再起・躍進支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(11) JAPAN ブランド育成支援事業 ······	12
	(12)ものづくり・商業・サービス補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(13)IT導入補助······	12
	(14)飲食店等の高機能換気整備等の導入支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(15)新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13

(16)家賃支援金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
(17)がんばるお店お宿応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
町税の減免及び医療保険等の減免、徴収猶予	
(1)町税(国民健康保険税を含む)の徴収猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(2)国民健康保険税の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
(3)後期高齢者医療保険料の徴収猶予・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
(4)後期高齢者医療保険料の減免・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(5)国民年金保険料の免除申請の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(6)介護保険料の減免の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
農業支援	
(1)持続化給付金(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1) 对形们和刊金(世獨)	19
(2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
	10
(2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 20
(2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 20 21
(2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 20 21 21
 (2)資金繰り支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19 20 21 21 21

【お願い】

情報は、日々更新されますので、最新情報を各連絡先等へご確認ください。 また、支援策の詳細については、町ホームページ等をご覧ください。

新型コロナウイルスに便乗した詐欺にご注意ください。

新型コロナウイルスの感染拡大に関連した詐欺などの相談が、全国の消費生活センターなどに寄せられています。

不審な電話や訪問、メール等があればご家族や佐用町消費生活センター、佐用警察署に相談しましょう。

佐用町消費生活センター 0790-82-0670

佐用警察署 0790-82-0110

生活支援

(1)特別定額給付金

給付

■概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、感染拡大防止に留意 しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、すべ ての方を対象に、特別定額給付金を支給します。

■支援内容

給付対象者1人につき10万円を支給。

■対象者

令和2年4月27日時点で、佐用町の住民基本台帳に記録されている方。(対象者が属する世帯の世帯主が受給権者となります。)

■申請方法等

感染拡大防止の観点から、給付金の申請は、郵送申請方式及びオンライン申請方式を基本として、給付は原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込により行います。

①郵送申請方式:町から受給権者あてに郵送した申請書に振り込み先口座を記入し、振込口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに町へ郵送。

- ・申込書送付 5月16日(土)から郵送開始。
- ・申請期間 5月18日(月)から8月17日(月)
- ・給付開始 申請受付後、順次給付を行います。

②オンライン申請方式:マイナンバーカード所持者が利用可能でマイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)。

- ・申請期間 5月15日(金)から8月17日(月)
- ・給付開始 申請受付後、順次給付を行います。
- ■問い合わせ先 担当部署 総務課 0790-82-2549

(2) 生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金・総合支援金

貸付

■概要

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少等があり、緊急かつ一時 的な生計維持のための費用を必要とする世帯に以下の貸付を行ってい ます。

■支援内容

①緊急小口資金 限度額 10万円以内(学校等の休業、個人事業主等の特別な場合は20万円以内)。②総合支援金(生活支援費)

※貸付は原則3か月以内。

限度額 単身世帯:月額15万円以内 複数世帯:月額20万円以内。

■対象者

- ①休業などで収入が減り、一時的な資金が必要な方。
- ②減収、失業などで生活の立て直しが必要な方。

- **■申請方法等** 佐用町社会福祉協議会へ相談、申込ください。
- **■問い合わせ先** 担当部署 佐用町社会福祉協議会 0790-78-1212

(3) 傷病手当金の支給(国民健康保険、後期高齢者医療)

給付

■概要

佐用町国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している被保険者(被用者等に限る)が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は感染が疑われた場合に、療養のため働くことができず、十分な給与等が支払われなかった場合に傷病手当金を支給されます。

■支援内容

【支給額】 直近の継続した3か月間の給与収入合計÷就労日数×2/ 3×支給対象日数

【支給対象日数】 入院等で働くことができなくなった日から連続して3日を経過した日から働くことができない期間のうち就労予定の日数。(勤務が休みの日は支給対象日数に含めません。)

【適用期間】 令和2年1月1日~9月30日(入院が継続する場合などは最長1年6か月まで)

■対象者

国民健康保険、後期高齢者医療保険の被保険者かつ被用者等(給与等の支払いを受ける方)で、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる方

■申請方法等

申請書に必要事項を記入し、勤務先、医療機関の証明を受けて提出してください。(郵送での提出も可能です。)まずはお電話でお問い合わせください。

■問い合わせ先 担当部署 住民課 0790-82-0660

(4) 町営住宅使用料(家賃)の徴収猶予、減免





町営住宅の入居者で、やむを得ず町営住宅家賃を支払えない状況になった人に対し、町営住宅使用料(家賃)の徴収猶予、減免を行います。

■支援内容 町営住宅使用料(家賃)の徴収猶予、減免。

■対象者 町営住宅の入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを 得ず家賃を支払えない状況になった方。

■申請方法等 収入が減少したことを証明する書類、収入状況がわかる書類等。

■問い合わせ先 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

(5) 住居確保給付金

給付

■概要

■概要

新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を踏まえて休業等に伴う収入 減によって離職や廃業と同程度の状況に至り、住宅の喪失又は住居を 失う恐れが生じている方に対して、住居確保給付金の支給を行います。 ■支援内容 ①支給期間 原則3か月。

> ②支給上限額 単身世帯 32,300 円、2人世帯 39,000 円、3人世帯 42,000 円。

> ③収入要件 世帯収入合計が町民税均等割非課税となる収入額(12分 の1)+家賃額(住宅扶助特別基準額が上限)を超えないこと。

> 单身世帯 110,300 円、2 人世帯 154,000 円、3 人世帯 182,000 円以内。

④資産要件 世帯の預貯金の合計が、次の額を超えないこと。

单身世帯 468,000 円、2人世帯 690,000 円、3人世帯 840,000 円。

⑤支給活動要件 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと。

■対象者 新型コロナウイルス感染症拡大等の状況を踏まえて休業等に伴う収入 減によって離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失う恐れが生じ ている方。

■申請方法等 兵庫県においては相談・申請については、事業者(企業組合労働センタ ー事業団)に委託して、事業を実施しています。

■問い合わせ先 企業組合労協センター事業団 079-224-2188

(6) 兵庫県営住宅の提供

他

■概要 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により住宅 を失った方を対象に、入居要件を緩和し、抽選によらず、県営住宅を提 供します。

■支援内容 ①提供戸数 300 戸 ②入居期間 原則1年以内(延長可) 家賃については、通常の県営住宅の家賃算定額を適用。敷金(家賃3か 月分)、光熱水費、共益日、駐車場利用料を自己負担。

■対象者 新型コロナウイルス感染症拡大等の影響に伴う解雇や離職により、住 宅を失った方(県内外を問わない、単身可)収入基準については、公営 住宅法による入居資格要件が必要。

電話で問い合わせ、世帯人数や希望地域をお聞きして住宅を斡旋しま ■申請方法等 す。

■問い合わせ先 兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課 078-230-8470

(7) 小学校休業等対応支援金(給付)

■概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、小学校等が臨時休業し た場合等に、その小学校等に通う子供たちの世話を行うため、契約した 仕事ができなくなっている子育て世代を支援するため。

■支援内容 令和2年2月27日から9月30日までの間において就業できなかった 日について、1日当たり4,100円を支給します。

※令和2年4月1日以降の日については、1日あたり7,500円

■対象者 小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話を行うために、契約した仕事

ができなくなった個人で仕事をする保護者。

令和2年12月28日(月)までに学校等休業助成金・支援金受付セン ■申請方法等

ターに申請(郵送)してください。

■問い合わせ先 学校等休業助成金·支援金、雇用調整金コールセンター 0120-60-3999

<mark>(8)プレミアム付き商品券事業</mark>【町独自】



■概要 新型コロナウイルス感染症の影響により地域の経済はかつてない厳し

> い状況に陥っています。そこで、町内の商工業者を支援するためにプレ ミアム付き商品券を販売し、町民が消費者として買い支え、助け合うこ

とで地域経済の回復を支援します。

■支援内容 プレミアム付き商品券(プレミアム分10%)「がんばろう佐用・たすあ

い応援券 | を2万セット発行。

■対象者 全町民(町民1人あたり5万円を上限とする。)

■申請方法等 広報6月号に申請書を折込。

■問い合わせ先 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

<mark>(9)日本語学生への臨時給付金</mark>【町独自】



新型コロナ禍においてもこれまでと同様に佐用町で安心して学生生活 ■概要

を送り、将来に向けての不安が少しでも払拭されるよう、佐用日本語学

校の学生に臨時給付金を支給します。

■支援内容 1人10万円

町内に住所を有し、佐用日本語学校に通学する外国人学生。 ■対象者

■申請方法等 問い合わせ先に確認

■問い合わせ先 担当部署 企画防災課 0790-82-0664

(10) 学生支援緊急給付金

(給付)

家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響 ■概要

によりアルバイト収入の減少・解雇等突然の収入減による「学びの継

続」のために学生支援緊急給付金を支給します。

住民税非課税世帯の学生1人当たり20万円、住民税非課税世帯以外の ■支援内容

学生1人当たり10万円。

■対象者 国公私立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校(日本語教育機関

を含む)の学生で家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄

っている者。

学生が各大学に申請を行い、大学が選考した上で学生の推薦を行い日 ■申請方法等 本学生支援機構が学生に支給します。

■問い合わせ先 各大学等の学生課等の窓口まで。

担当部署 企画防災課 0790-82-0664

子育て支援

(1) 子育て世帯への臨時特別給付金

給付

■概要 小中学校等の臨時休業による新型コロナウイルス感染症の影響を受け

た子育て世帯の生活を支援するために、児童手当を受給する世帯に対

し、一時金(臨時特別給付金)を支給します。

■支援内容 対象児童 1 人につき 10,000 円(1 回限り)

支給時期は6月10日。公務員については申請があり次第随時。

■対象者 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)受給者

※対象児童は、児童手当の令和2年4月分の対象児童。(4月から新高

校1年生を含む)

申請は不要です。(公務員は除く) ■申請方法等

※公務員の方は、申請が必要です。それぞれの職場でご確認いただき、

令和2年9月30日(水)までに申請書の提出をお願いします。

■問い合わせ先 担当部署 健康福祉課 0790-82-0661

(2)子育て支援券の交付 【町独自】(給付)



■概要 子育て支援のため保護者に、副教材費相当額として小学生1人 15,000

> 円分、中学生1人30,000円分の町内登録商店で使える商品券を交付し ていますが、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対策として 2万

円分の商品券を追加して配布します。

■支援内容 小中学生1人20,000円を追加配布します。

■対象者 小中学校に通う児童、生徒の保護者。

①町内の小中学校に通う児童、生徒の保護者に商品券を直接郵送しま ■申請方法等

す。

②町外の小中学校に通う児童、生徒の保護者は事前に送付する在学証

明書などが必要となるため、教育委員会事務局へお越しください。

③使用可能店舗 商品券とともに配布する取扱店一覧を確認くださ

④商品券の有効期限 令和2年9月30日(水)

■問い合わせ先 担当部署 教育課 0790-82-2424

<mark>(3)ひとり親家庭への臨時給付金</mark>【町独自】

給付

■概要

小中学校等の臨時休業による新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家庭での保育のために仕事を休むひとり親家庭は、収入源がひとりであり経済的な影響を受けています。また、食費など家庭における経費も増えています。さらに、大学生や専門学校生を持つひとり親家庭は、大きな費用負担が生じています。このような世帯に給付金を支給し、経済支援を行います。

■支援内容

- ①児童扶養手当受給世帯に対して1世帯5万円。
- ②収入が減少し、児童扶養手当の受給要件に当てはまるひとり親世帯に対して1世帯5万円。
- ③大学生や専門学校生などを持つ、ひとり親で低所得者の世帯(児童扶養手当受給世帯相当)に対して1世帯20万円。

■対象者

- ①町内の児童扶養手当受給者
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少している者(条件あり)
- ③大学生や専門学校生などを持つ、ひとり親で低所得者の世帯(児童扶養手当受給世帯相当)

■申請方法等

- ①申請不要です。対象者にお知らせします。(臨時給付金辞退希望者は 届出が必要)
- ②及び③申請が必要です。申請書類等は町ホームページ等でお知らせします。
- ■問い合わせ先 担当部署 健康福祉課 0790-82-0661

(4) ひとり親家庭への臨時特別給付金

給付

■概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う 低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が生じています。こうした世 帯の生活費の増加や収入の減少に対する支援を行うため、児童扶養手 当受給世帯等を対象に臨時特別給付金を支給します。

■支援内容

- ①児童扶養手当受給世帯等への給付(基本給付) 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- ②収入が減少した児童扶養手当受給世帯等への給付(追加給付) 1世帯5万円

■対象者

- ①令和 2 年 6 月分の児童扶養手当受給者及び児童扶養手当受給資格者 (条件あり)
- ②上記①の支給対象者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて

家計が急変し、収入が大きく減少している者

①申請不要です。対象者にお知らせします。(臨時特別給付金辞退希望 ■申請方法等 者は届出が必要)

②申請が必要です。申請書類等は町ホームページ等でお知らせします。

■問い合わせ先 龍野健康福祉事務所 0791-63-5136 担当部署 健康福祉課 0790-82-0661

(5)保育料の還付(他

■概要 新型コロナウイルス感染予防のため、保育園への登園を自粛し家庭で 保育を行った場合、保育料を還付します。

あらかじめ納付された月額保育料から、登園自粛した日数の保育料を ■支援内容 日割り計算して還付します。

■対象者 保育園への登園を自粛した保護者

■申請方法等 保育料還付申請書を提出。

■問い合わせ先 担当部署 健康福祉課 0790-82-0661

(6) 学童保育料の減免



■概要 学童保育園の利用を自粛した場合、月額保育料を減免します。

月額保育料を利用実績日数に応じて日割り計算して減免します。 ■支援内容

■対象者 学童保育の利用を自粛した保護者。

■申請方法等 電話でご相談ください。書類はありません。

■問い合わせ先 担当部署 教育課 0790-82-2424

中小企業支援

<mark>(1)商工業者応援金制度</mark>【町独自】(給付)

「商工業者応援金制度 | を創設し、商工業を営んでいる町内中小企業者 ■概要 に支援を行います。

■支援内容 新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが減少もしくは経営 に支障をきたしている業者または今後その恐れが予想される事業者を 対象とし応援金10万円を交付します。

①法人の場合は町内に本社を有し、法人登記のある法人。 ■対象者

> ②個人事業主の場合は、令和2年1月1日現在において、町内に住民票 があり、引き続き住民票がある事業。

■申請方法等 ①町ホームページから様式をダウンロードするか商工観光課、町商工 会の窓口で申請してください。

②必要書類は、応援金交付申請書、確定申告書等のコピー、申請者の口

座番号・名義がわかる預金通帳のコピー。

③申請期間 令和2年5月29日(金) 『終了』

■問い合わせ先 担当部署 商工観光課 0790-82-0670 佐用町商工会 0790-82-2218

(2) 持続化給付金



■概要 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている

事業者に対して、事業の継続を下支え、再起の糧となる、事業全般に広

く使える給付金を支給します。

■支援内容 中小法人等は200万円、個人事業者等は100万円(ただし、昨年1年

間の売上からの減少分が上限です。)

■対象者 給付対象の主な要件

①ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者

②2019年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続

する意思がある事業者。

③法人の場合は、資本金の額又は出資の総額が10億円未満、または②

上記①の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2,000 人以下で

ある事業者。

①申請 令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金) ■申請方法等

②給付申請後、2週間程度で給付(申請者の銀行口座に振り込み)

経済産業省 HP (持続化給付金ホームページ)

■問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

担当部署 商工観光課 0790-82-0670

<mark>(3)休業要請事業者経営継続支援金</mark>【県と町協調】(給付)



■概要 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が

> 行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法 人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を

支えるための支援金を県・市町が協調して支給します。

■支援内容 ①4月15日の休業要請等の対象施設 中小法人:100万円、個人事業

主:50万円(飲食店及び旅館・ホテルは中小法人:30万円、個人事業

主 15 万円)

②4月29日から拡大して協力依頼された施設 中小法人:30万円、個

人事業主 15 万円

※複数の要請等に対応する場合でも、1事業者当たり上記額が上限。

③休業要請等に応じ、休業要請事業者経営継続支援金の支給を受け、5

月7日以降の延長期間について、休業又は営業時間の短縮を継続した 事業者。中小法人:30万円、個人事業主:15万円(飲食店及び旅館・ ホテルは中小法人:10万円、個人事業主5万円)

■対象者 県の休業要請や時間短縮の要請等に応じていただいた事業主のうち、 原則4月又は5月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者等。

■申請方法等①申請受付期間 4月28日(火)から6月30日(火)(5/7以降の延長については7月以降に開始予定)

②申請方法 当面は、郵送で申請書と添付書類を提出してください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。

③申請に必要な書類 申請書、本人確認書類等、営業活動を行っていることがわかる書類他。

■問い合わせ先 経営継続支援金相談ダイヤル 078-361-2281 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

(4) 雇用調整助成金



■概要 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援し、働く方の 生活の安定を図るため、緊急対応期間中(4/1~9/30)に限り、拡充 を行います。

■支援内容 助成率 ①中小企業:5分の4(解雇を行わなかった場合10分の9(最大10分の10))②大企業:3分の2(解雇を行わなかった場合4分の3最大10分の10)※上限あり。

■対象者 事業活動の縮小を余儀なくされた中でも雇用の維持を図る事業主。 ※雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象。

■申請方法等 ハローワーク (龍野公共職業安定所) に問い合わせをお願いします。

■問い合わせ先 兵庫労働局ハローワーク 助成金デスク 078-221-5440 ハローワークたつの 0791-62-0981 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

(5) 兵庫県中小企業融資制度



■概要 金融機関及び兵庫県信用保証協会の元、県内の中小企業者が県内において必要とする資金を供給し、経営の安定と発展を図るため、各種の融資制度を設けている。新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けている事業者で一定の要件を満たす中小企業者に対する利子・保証料の軽減を行う融資制度を新設し支援します。

■支援内容 ①新型コロナウイルス感染症対応無利子資金

使途:設備資金、運転資金、借換資金(信用保証付き融資のみ)

限度額:3,000万円、融資(据置)期間:10年(5年)

②新型コロナウイルス対策資金

使途:設備資金、運転資金

限度額:2億8,000万円、融資(据置)期間:10年(2年)

③新型コロナウイルス危機対応資金

使途:設備資金、運転資金

限度額:2億8,000万円、融資(据置)期間:10年(2年)

※②の別枠として利用可能

④借換等資金

限度額:2億8,000万円、融資(据置)期間:10年(1年)

⑤経営活性化資金

使途:運転資金、限度額:5,000万円、融資(据置)期間:10年(1年)

■対象者 ①原則、前年同月比売上高が5%以上減少している個人事業主(小規模

事業者に限る)または15%以上が減少している中小企業者。

■申請方法等 5月1日(金)から県内民間金融機関窓口にて受付開始。

■問い合わせ先 兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 078-362-3321

(6) 小学校休業等対応助成金

助成

■概要 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、小学校等が臨時休業し

た場合等に、その小学校等に通う子供たちの世話を保護者として行う ことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働 基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に助成します。

■支援内容 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10。

※支給上限は1日あたり 8,330 円(令和2年4月1日以降に取得した

休暇については 15,000 円)

■対象者 労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主に助成します。

適用日 令和2年2月27日から9月27日の間

■申請方法等 令和 2 年 12 月 28 日 (月) までに学校等休業助成金・支援金受付セン

ターに申請(郵送)してください。

■問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金、雇用調整金コールセンター 0120-60-3999

(7) 事業者への下水道料金の減免 【町独自】 減免

■概要 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている町内の商工業を営んでいる中小企業者を対象に、下水道料金の一部を減免します。

■**支援内容** 店舗面積などを基に算定した人数に応じて計算した「人数割料金」相当

額を、減免決定日の属する月の翌月の請求分から6か月間減免します。

■対象者 佐用町商工業者応援金の交付決定を受けた事業者等。ただし、佐用町に

減免対象となる下水道使用料金を支払っている者。

■申請方法等 ①商工業者応援金の交付決定者の場合は、減免申請書を提出。

②その他の場合は、事前に上下水道課に電話によりご相談ください。

申請期限 令和2年7月31日(金)

■問い合わせ先 担当部署 上下水道課 0790-82-0481

(8) タクシー事業者向け観光受入環境整備事業

補助

■概要 先端機器等の活用により、タクシーの観光利用やインバウンド対応を

促進し、国内外観光客の周遊性・満足度を向上させます。

■支援内容 施設・設備・WEB サイト・パンフレット等の多言語化・翻訳・翻訳機

の導入に補助(上限額 1,000 万円)

■対象者 事業実施を希望するタクシー事業協同組合、グループなど

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県産業労働部観光推進課 078-362-3838

(9) 産業界提案型復活応援事業

補助

■概要 商工団体・業界団体が、複数の会員企業等が取り組む新たな事業を支援

することで、地域経済の再起を促進します。

■支援内容 e コマースへの参入、リモートワークの導入、サテライトオフィス・テ

レワーク環境の整備などに補助します。(上限 750 万円 補助率 3/4)

■対象者 事業実施を希望する商工会、商工会議所、旅館業組合等

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県産業労働部経営商業課 078-362-3313

(10) 地域企業再起・躍進支援事業

補助

■概要 コロナ禍でダメージを受けた地域の基幹的リーディング企業による新

たな事業展開を支援し、地域産業力を向上させます。

■支援内容 産地企業により新商品開発、飲食店・旅館等の予約システムの導入、在

庫管理システムの導入、海外進出に向けた基礎調査など。

■対象者 中小企業、小規模事業者

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県産業労働部工業振興課 078-362-3330

(11) JAPAN ブランド育成支援事業

補助

■概要 地域の魅力を秘めた「地域産品」「サービス」の磨き上げやブランド力

の強化、発信力の向上を図ることで、新型コロナウイルス感染症に打ち 勝つ地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場の開拓を支援し

ます。

■支援内容 地域の産品や技術の魅力をさらに高め、世界に通用するブランド力の

確立を目指す取り組みに要する経費の一部を補助します。

①事業者支援型 補助上限 500 万円

②支援事業型 補助上限 2,000 万円

■対象者 中小企業・小規模事業者

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 中小企業庁操業・新事業促進課 03-3501-1767

(12) ものづくり・商業・サービス補助

補助

■概要 中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの

改善に必要な設備投資等を支援します。

■**支援内容** 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援

します。

①通常枠 ②特別枠 ③事業再開枠

■対象者 中小企業

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 ものづくり補助金事務局 050-8880-4053

(13) I T導入補助

補助

■概要 中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得など

の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

■支援内容 通常枠、特別枠の申請要件あり

①サプライチェーンの毀損への対応

②非対面型ビジネスモデルへの転換

③テレワーク環境の整備

■対象者 中小企業

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 (一社) サービスデザイン推進協議会 0570-666-424

(14) 飲食店等の高機能換気整備等の導入支援

補助

■概要 不特定多数の人が集まる飲食店等の業務用施設に対して、換気整備を

はじめとする高効率機器等の導入を支援します。

■支援内容 ①中小企業が運営する不特定多数の人が利用する施設(飲食店等)。補

助率 2/3

②上記以外のその他業務用施設。補助率 1/2

■対象者 中小企業

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 環境省地球温暖化対策事業室 03-5521-8355

(15) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金

給付

■概要 中小企業で働く従業員に対して休業期間中賃金が支払われない場合休

業支援金を支給します。

■支援内容 中小企業で働く従業員に対して月額最大 33 万円を支給します。

■対象者 中小企業で働く従業員

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

(16) 家賃支援金

(給付)

■概要 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした自粛要請等によって売

上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して「家賃支援金給付金」を支給します。

■支援内容 定の売上減少要件を満たす事業者に①中小企業等 最大 600 万円(最

大 100 万円/月 給付率 2/3、1/3×6 か月分) ②個人事業主等 最大 300 万円を支給します。(最大 50 万円/月 給付率 2/3、1/3

×6か月分)

■対象者 中堅企業、中規模事業者、個人事業者等であって、5月から12月にお

いて一定の売上減少要件を満たす事業者

■**申請方法等** 問合せ先に確認

■問い合わせ先 担当部署 商工観光課 0790-82-0670

(17) がんばるお店お宿応援事業

補助

■概要 外出自粛要請等により売り上げが減少している飲食店、宿泊施設、小売店等によるテイクアウトや新商品開発などの新たな事業展開を促進し

ます。

■**支援内容** 新型コロナウイルス感染症により影響を受けている飲食店、宿泊施設、

小売店を営む小規模事業者がテイクアウト・デリバリへの参入、地元食

品を使った新商品開発など新たな取り組みに対し支援します。

■対象者 県内で営業する事業者で新たな事業展開に取り組む者

■申請方法等 応募様式に必要事項を記入・押印し郵送により申請します。

令和2年6月10日(水) 〆切 『終了』

■問い合わせ先 兵庫県中小企業団体中央会 078-331-2045

町税の減免及び医療保険等の減免、徴収猶予

(1) 町税(国民健康保険税を含む)の徴収猶予



■概要 新型コロナウイルス感染症の影響により町税を一時的に納めることが

困難な場合は、申請により原則として 1 年以内の期間に限り、徴収猶

予が認められる場合があります。

■支援内容 1年以内の徴収猶予

■対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から納期

限までの一定の期間 (1 か月以上) において収入に相当の減少 (前年同月比 20%以上の減少) があった場合、無担保かつ延滞金なしで 1 年間

徴収を猶予します。

■申請方法等 ①申請書②収入や現預金の状況がわかる資料(提出が困難な場合は口

頭でも可)

■問い合わせ先 担当部署 税務課 0790-82-0662

(2) 国民健康保険税の減免



■概要 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合などで、一 定の基準を満たす方について、国民健康保険税が減免されます。

■支援内容 【対象保険税】令和元年度分及び令和2年度分の保険税で、令和2年2月1日~令和3年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、

特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険税

【減免割合】

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

《表1》で算出した対象保険税額に、《表2》の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額(A×B/C×d)

《表1》 対象保険税額=A×B/C A:当該世帯の被保険者全員について算定した保険 税額

B:減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額(減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)

C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び 当該世帯に属する全ての被保険者につき算定し た前年の合計所得金額

	.1			
	前年の合計所得金額	減免割合 (d)		
	300万円以下	10分の10		
《表2》	400万円以下	10分の8		
	550万円以下	10分の6		
	7 5 0 万円以下	10分の4		
	1,000万円以下	10分の2		
	※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合			
	には、前年の合計所得金額	額にかかわらず、対象保		
	険料の全部を免除。			

■対象者 次の①又は②に該当する世帯

①主たる生計維持者(世帯主)が死亡又は重篤な傷病を負った世帯。 ②主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入又は 給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の I か

らⅢまでの全てに該当する世帯。 I 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10

Ⅱ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

III 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

■申請方法等 申請書、本人確認書類に減免要件ごとに必要書類を添付して申請して ください。まずはお電話でご相談ください。

■問い合わせ先 担当部署 住民課 0790-82-0660

分の3以上であること。

(3)後期高齢者医療保険料の徴収猶予

(猶予)

■概要 新型コロナウイルス感染症の影響により後期高齢者医療保険料を納めることが困難な場合は、申請により猶予が認められる場合があります。

■支援内容 6か月以内の徴収猶予。

■対象者
①被保険者が休廃業、失業、事業の著しい損害等により、本年の世帯の 所得が前年より5割以上減少する方。 ②他の被保険者又は世帯主が①に該当し、世帯の所得の見込額が2割 軽減基準以下となる方。

③死亡、その他の事由により理由発生以後1年間の世帯の所得の見込額が2割軽減基準以下となる方。

■申請方法等

①申請書②事業休廃止、失業等がわかる書類、本年中の支払見込がわかる書類(給与支払者が発行する支払見込証明書など)。まずはお電話でご相談ください。

■問い合わせ先 担当部署 住民課 0790-82-0660

(4)後期高齢者医療保険料の減免



■概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合などで、一 定の基準を満たす方について、後期高齢者医療保険料が減免されます。

■支援内容

【対象保険料】令和元年度分及び令和2年度分の保険料で、令和2年2月1日~令和3年3月31日に普通徴収の納期限(特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料

【減免割合】

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

《表1》で算出した対象保険料額に、《表2》の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額(A×B/C×d)

- L-/-U	o repayed in the contract of t
	対象保険料額=A×B/C
	A:同一世帯に属する被保険者について算定したそ
	れぞれの保険料額
	B:減少することが見込まれる事業収入等に係る前
《表1》	年の所得額(減少することが見込まれる事業収入
	等が2以上ある場合はその合計額)
	C:被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び
	当該世帯に属する全ての被保険者につき算定し
	た前年の合計所得金額

	前年の合計所得金額	減免割合(d)
	300万円以下	10分の10
	400万円以下	10分の8
《表2》	550万円以下	10分の6
	750万円以下	10分の4
	1,000万円以下	10分の2
	※主たる生計維持者の	事業等の廃止や失業の場合

には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保 険料の全部を免除。

■対象者 次の①又は②に該当する方

①その方の属する世帯の主たる生計維持者(世帯主)が死亡又は重篤な 傷病を負った方。

②その方の属する世帯の主たる生計維持者(世帯主)の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の I からIIIまでの全てに該当する方。

I 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

Ⅱ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

III 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

■申請方法等 ①申請書②減免要件ごとの必要書類を添付して申請してください。まずはお電話でご相談ください。

■問い合わせ先 担当部署 住民課 0790-82-0660

(5) 国民年金保険料の免除申請の特例

免除

■概要 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民年金保険料の納付が困難となった場合は、臨時特例措置として国民年金保険料の免除を申請することができます。

■支援内容 【対象保険料】令和2年2月分以降の国民年金保険料

※保険料が免除となった場合、免除期間については、将来老齢基礎年金 が減額されます。

■対象者 次の要件を満たす方が国民年金保険料の免除・猶予及び学生納付特例 の申請の対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと。

②所得等の状況からみて、当年中の所得の見込が、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

■申請方法等 ①申請書②必要な添付書類を添付して、役場又は年金事務所に郵送してください。※直接提出していただくこともできますが、感染拡大防止のため郵送による手続をご利用ください。

■問い合わせ先 担当部署 住民課 0790-82-0660

(6) 介護保険料の減免の特例



■概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った場合などで、一 定の基準を満たす方について、第 1 号被保険者の介護保険料が減免さ れます。

■支援内容

【対象保険料】令和元年度分及び令和2年度分の第1号被保険者の保険料で、令和2年2月1日~令和3年3月31日に普通徴収の納期限 (特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険料

【減免割合】

対象者①の場合 全額

対象者②の場合

《表1》で算出した対象保険料額に、《表2》の前年の合計所得金額の 区分に応じた減免割合を乗じて得た額(A×B/C×d)

En l'all d'all de l'All de l'A				
	対象保険料額=A×B/C			
	A: 当該第1号被保険者の	保険料額		
	B:主たる生計維持者の減少	少することが見込まれる事		
	業収入等に係る前年の所行	淂額(減少することが見込		
《表1》	まれる事業収入等が2以	上ある場合はその合計額)		
	C:第 1 号被保険者の属 [*]	する世帯の主たる生計維持		
	者及び当該世帯			
	に属する全ての被保険者は	こつき算定した全前年の合		
計所得金額				
	* C ~ A 31 32/11 A 457	\P /2 \pu \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		

	《表2》	前年の合計所得金額	減免割合 (d)
		200万円以下	10分の10
		200万円超	10分の8
		※主たる生計維持者の事業	美等の廃止や失業の場合に
		は、前年の合計所得金額に	こかかわらず、対象保険料
		の全部を免除。	

■対象者

次の①又は②に該当する世帯

- ①主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯。
- ②主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入 (以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次の I から II まで の全てに該当する世帯。
- I 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

II 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

■申請方法等 申請書、本人確認書類に減免要件ごとに必要書類を添付して申請して ください。まずはお電話でご相談ください。

■問い合わせ先 担当部署 高年介護課 0790-82-2079

農業支援

(1) 持続化給付金(再掲)

給付

■概要 新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている 農林業者等に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただく ため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

■支援内容 法人等は 200 万円、個人事農業者(白色申告、青色申告)や個人の林業者、農林水産関連事業者(白色申告)等は 100 万円 (ただし、昨年 1 年間の売り上げからの減少分を上限とする)

■対象者 給付対象の主な要件

①ひと月の売り上げが前年同月比で50%以上減少している事業者

②2019 年以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。

③資本金 10 億円以上を除く農林水産業、食品関連事業を含め、業種横断的に個人事業者や法人を広く対象とします。また、農事組合法人、協同組合など会社以外の法人についても対象となります。

■申請方法等
①申請 令和2年5月1日(金)から令和3年1月15日(金)まで。
②給付 申請後、2週間程度で給付(申請者の銀行口座に振り込み)
経済産業省HP (持続化給付金ホームページ)

■問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

(2) 資金繰り支援

貸付

■概要 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者の資金繰りを支援するため、貸付期間の延長、融資限度額の引上げ、利子補給による貸

付率の無利子化を実施します。

■支援内容 美しい村づくり資金 当初 3 年間無利子化(利子補給) 貸付期間 7 年 以内 融資限度額 農業者 個人:1,000 万円 法人:2,000 万円 融 資機関 J A

上記以外の資金支援

次人夕	支援対象	借入限度額		・融資機関	問い合わ
資金名	又饭刈家	個人	法人		せ先

農林漁業	認定農業	※ 1		日本政策	日本政策
セーフテ	者、主業			金融公	金融公庫
ィネット	農業者等			庫、農協、	0120-
スーパー	認定農業	3 億円	10 億円	信用農協	154-505
L 資金	者			連合会、	農協等
経営体育	主業農業	1.5 億円	5 億円	農林中	
成強化資	者等			金、銀行、	
金				信用金	
				庫、信用	
				組合等	
農業近代	認定農業	1,800 万	2 億円	上記の	農協等
化資金	者、主業	円		内、日本	
	農業者等			政策金融	
				公庫を除	
				<	

※1 ① 簿記記帳を行っている場合:年間経営費又は権利益のいずれか低い方 ② ①以外:1,200万円

■対象者 農業者等

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県農政環境部農林経済課農業共済金融班 078-362-3415

(3) 高収益作物の次期作支援

補助

■概要 次期作に前向きに取り組む高収益作物(野菜、花き、果樹)生産者を支援 します。

■支援内容

①次期作に前向きに取り組む、高収益作物の生産者に対し種苗等の資材購入や機械レンタル等を支援。②需要促進に取り組む高収益作物の生産者に対し、新たな品種の導入や新たな販売契約に向けた取組を支援。③花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組を支援。

補助率:①施設花き等:80 万/10a 施設果樹:25 万/10 a その他: 5 万/10a ②取組毎に 2 万円/10a ③2,200 円/人・円

※中山間地域等は支援単価が1割加算。

※①の事業は、「機械化体系の導入」「集出荷経費の削減に資する資材の導入」「品目・品種等の導入」「肥料・農薬等の導入」「かん水設備等の導入」「土壌改良・排水対策の実施」「被害防止技術の導入」「労働安全確認事項の実施」「農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善、軽労化対策の導入」「事業継続計画の策定等」の内、いずれか2つ以上

の導入が必要。

※②の事業は、「新たな直販等を行うための HP 等の環境整備」「新品 種・新技術導入に向けた取組 | 「海外の残留農薬基準への対応又は有機 農業、GAP等の取組 | のいずれかを実施。

■対象者 2月1日から4月末日までの期間に出荷実績または廃棄の実績があり、

政府の用意するセーフティネットへの加入を検討する生産者。

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県農業環境部農産園芸課農産班 078-362-4013

(4) 販売促進支援

補助

■概要 インターネットによる販売促進を支援します。

■支援内容 インバウンドの減少や輸出の停滞等により、在庫の滞留等が生じてい

る野菜・果実・茶・花きについて、インターネット販売を行う際の送料

等を支援する。

補助率:定額、対象経費の1/2以内。

■対象者 生産者、民間団体

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県農政環境部農済園芸課

野菜 078-362-4013

花き・果樹・茶 078-362-3449

(5) 肥育生產支援



■概要 肥育牛生産コスト低減等に対する取組を支援します。

■支援内容 肥育農家が肥育生産の計画を作成し、経営の体質強化に資する取組メ

> ニュー(飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎の環境改善、経営分析) の内2つ以上に取り組んだ場合に出荷頭数に応じて2万円/頭を交付 ※枝肉価格が前年同月比30%(40%)下落した場合において3つ以上 のメニューに取り組んだ場合 4万円/頭(5万円/頭)。

■対象者 肥育農家

■申請方法等 問合せ先に確認

兵庫県農政環境部畜産課肉用牛振興班 078-362-3454 ■問い合わせ先

(6) 肥育牛計画出荷支援

給付

■概要 生産者集団がやむを得ずまとまって肥育牛の出荷時期を調整し計画的 に出荷を行う場合に掛かり増し経費を交付します。

■支援内容 肉専用種:22 千円/頭 交雑種:19 千円/頭 乳用種:21 千円/頭

■対象者 生産者集団

問合せ先に確認 ■申請方法等

■問い合わせ先 兵庫県農政環境部畜産課肉用牛振興班 078-362-3454

(7) 繁殖牛計画出荷支援 (給付)

生産者がやむを得ずまとまって肉用子牛の出荷時期の調整し、計画的 ■概要

に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費を交付しま

す。

■支援内容 肉専用種 1頭あたり550円/日以内。

■対象者 繁殖農家

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 兵庫県農政環境部畜産課肉用牛振興班 078-362-3454

(8) 子牛出荷奨励金



■概要 肉用子牛の販売頭数に応じて奨励金を交付する。

■支援内容 肉用子牛の全国平均価格が発動基準を下回った場合に、経営改善のた

> めに取組メニュー(畜舎の環境改善、経営分析、子牛の疾病予防、繁殖 雌牛・子牛の栄養状態の改善)のうち2つ以上に取り組んだ生産者に対

し奨励金を交付する。

60 万円(黒毛和牛)を下回った場合 1 万円/頭 57 万円(黒毛和牛)を下

回った場合3万円/頭

繁殖農家 ■対象者

■申請方法等 問合せ先に確認

■問い合わせ先 農林水産省生産局食肉鶏卵課 03-3502-5989

(9)農業共済掛金等の払込期限の延長



■概要 共済掛金などの支払いが困難であることを農業共済に申し出た方に、

支払い期限を延長します。

①農作物共済、畑作物共済、果樹共済 品目ごとに収穫期の1か月前ま ■支援内容

でを限度に最長で令和2年9月30日まで延長。

②家畜共済、園芸施設共済 令和2年9月30日まで延長。

■対象者 加入者

■申請方法等 電話での加入申し込みができます。後日申請書類の提出が必要です。

■問い合わせ先 兵庫県農業共済組合佐用事務所 0790-60-3002